

高 福 第 2 9 8 号
令和 5 年 6 月 1 3 日

各老人福祉施設 施設長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
播磨 高志（公印省略）

令和 5 年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等
の推薦について（照会）

本県の高齢者福祉の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省から、令和 5 年度ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰等の推薦依頼がありました。

つきましては、貴施設においてボランティアを行っている個人・団体で該当者がいる場合は、下記事項に御留意の上、推薦調書等の提出をお願いいたします。要綱・様式等はホームページを御確認ください。

<掲載 URL>

【<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/r5volunteerkourou.html>】

さいたま介護ねっとの 6 月 1 3 日付け新着情報からもアクセスできます。

記

1 被表彰者等の範囲

福祉分野等のボランティア活動、又はボランティア活動への支援を行っている者であって、その功績が特に顕著なものとして、次の各号のいずれかに該当するもの。

ただし、主たる活動が他の大臣表彰制度の対象とする分野である場合を除く。

(1) 個人

ボランティア活動を行う個人であること。

(2) グループ・団体等

ア ボランティア活動を行うグループ・団体、住民参加型福祉サービス団体、生活協同組合、農業協同組合、企業、労働組合等であること。

イ 従業員、組合員等が行うボランティア活動への支援を行う企業、労働組合等であること。

2 被表彰等候補者の選定基準

(1) 表彰

表彰を受ける候補者は、前記1に掲げる者であって、次のア及びイに該当するものとする。

ア 活動年数等

(ア)個人

過去20年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者、又は過去15年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が他の模範となるもの。

(イ)グループ・団体等

過去10年以上にわたり率先して活動又は支援を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が他の模範となるもの。

イ 表彰歴

(ア)表彰対象者

過去において、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長から、福祉分野等のボランティア功労者としての表彰を受けている者。

ただし、表彰制度を設けていない都道府県、指定都市又は中核市で、本要綱の要件に合致する対象者がいる場合において、表彰制度を設けるまでの間はこの限りでない。

(イ)表彰対象除外者

過去において、

a 叙勲を受けている者。

b 福祉分野等のボランティア功労者として、褒章条例による藍綬褒章、黄綬褒章、緑綬褒章を受けている者。

c ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰又は感謝状(感謝状を受けてから5年未満の場合に限る。)を受けている者。

(2) 感謝状の贈呈

感謝状の贈呈を受ける候補者は、前記1に掲げる者であって、次のア及びイに該当するものとする。

ア 活動年数等

(ア)個人

過去10年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が顕著なもの、又は過去5年以上にわたり率先して活動を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が特に顕著なもの。

(イ)グループ・団体等

過去5年以上にわたり率先して活動又は支援を行い、引き続き現在も活動を行っている者であって、その活動が顕著なもの。

イ 表彰歴

(ア) 表彰対象者

過去において、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長から、福祉分野等のボランティア功労者としての表彰を受けている者、又はそれに相当する程度の特にと顕著な活動が認められる者。

(イ) 表彰対象除外者

過去において、

a 叙勲を受けている者。

b 福祉分野等のボランティア功労者として、褒章条例による藍綬褒章、黄綬褒章、緑綬褒章を受けている者。

c ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰又は感謝状を受けている者。

※「引き続き現在も活動を行っている者」の取り扱いについて

令和2年度以降のボランティア活動が新型コロナウイルス感染症の影響に伴い制限された状況にあったことを踏まえ、新型コロナウイルスの感染が広まる前（具体的には令和元年度（平成31年度））の活動実績が要件を具備しており、かつ、現在は一時的に活動が制限されているものの新型コロナウイルス感染症の影響が終息すれば活動を再開する予定である者及びグループ・団体等であれば推薦可能。なお、従来どおり令和2年度以降も一年を通して活動した者及びグループ・団体等については、従来どおり令和2年度以降の実績を含めて差し支えない。

※活動年数等について

要綱により、一定期間の活動年数があることが要件とされていますが、その評価は、単に活動年数だけでなく、その間の活動頻度も勘案することとされています。

したがって、次のような場合は表彰の対象とされませんので、推薦の際には御留意をお願いします。

(1) 表彰

ア 個人

○ 活動年数が20年以上の者であっても、活動頻度が原則月1日に足りない場合

○ 活動年数が15年以上20年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

イ グループ・団体等（ボランティア活動への支援を行っている者を除く。）

○ 活動年数が20年以上の者であっても、活動頻度が原則月1日に足りない場合

○ 活動年数が15年以上20年未満の者であっても、活動頻度が原則月2日に足りない場合

○ 活動年数が10年以上15年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

(2) 感謝状

ア 個人

- 活動年数が10年以上の者であっても、活動頻度が原則月2日に足りない場合
- 活動年数が5年以上10年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

イ グループ・団体等（ボランティア活動への支援を行っている者を除く。）

- 活動年数が15年以上の者であっても、活動頻度が原則月1日に足りない場合
- 活動年数が10年以上15年未満の者であっても、活動頻度が原則月2日に足りない場合
- 活動年数が5年以上10年未満の者であっても、活動頻度が原則週1日に足りない場合

3 提出書類

- (1) 推薦調書
- (2) 活動実績調書
- (3) 活動実績証明書

4 提出先

電子メールにて提出してください。

提出先：a3240-07@pref.saitama.lg.jp

5 提出期限

令和5年6月20日（火）

6 その他

表彰式は、令和5年11月15日（水）に浅草公会堂大ホール（東京都台東区浅草）で予定されていますが、実施の詳細が確定し次第、受賞者にお知らせします。

担 当：施設・事業者指導担当 養田

TEL：048-830-3247

FAX：048-830-4781